

## 電気通信番号規則の一部改正について

### I 背景

現在、携帯電話の識別に係る電気通信番号については、090及び080番号を使用しているが、スマートフォンの普及等に伴う携帯電話の需要増加に伴い、総務省が指定可能な電気通信番号数の不足が想定されている。

このため、情報通信審議会では、昨年5月から携帯電話の電気通信番号数の拡大策について検討を行い、本年3月1日、平成26年初頭までに携帯電話へ070番号を開放することが適当との答申（情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」(情通審第23号)）が示されたところである。

今回の電気通信番号規則の一部改正では、本答申を踏まえ、携帯電話に係る電気通信番号について、所要の規定整備を行うものである。

### II 改正の概要

#### ○ 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）【別表第一関係】の一部改正 携帯電話に係る電気通信番号への070番号の追加

本件は、携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として新たに070番号を指定可能とするため、関係規定の改正を行うものである。

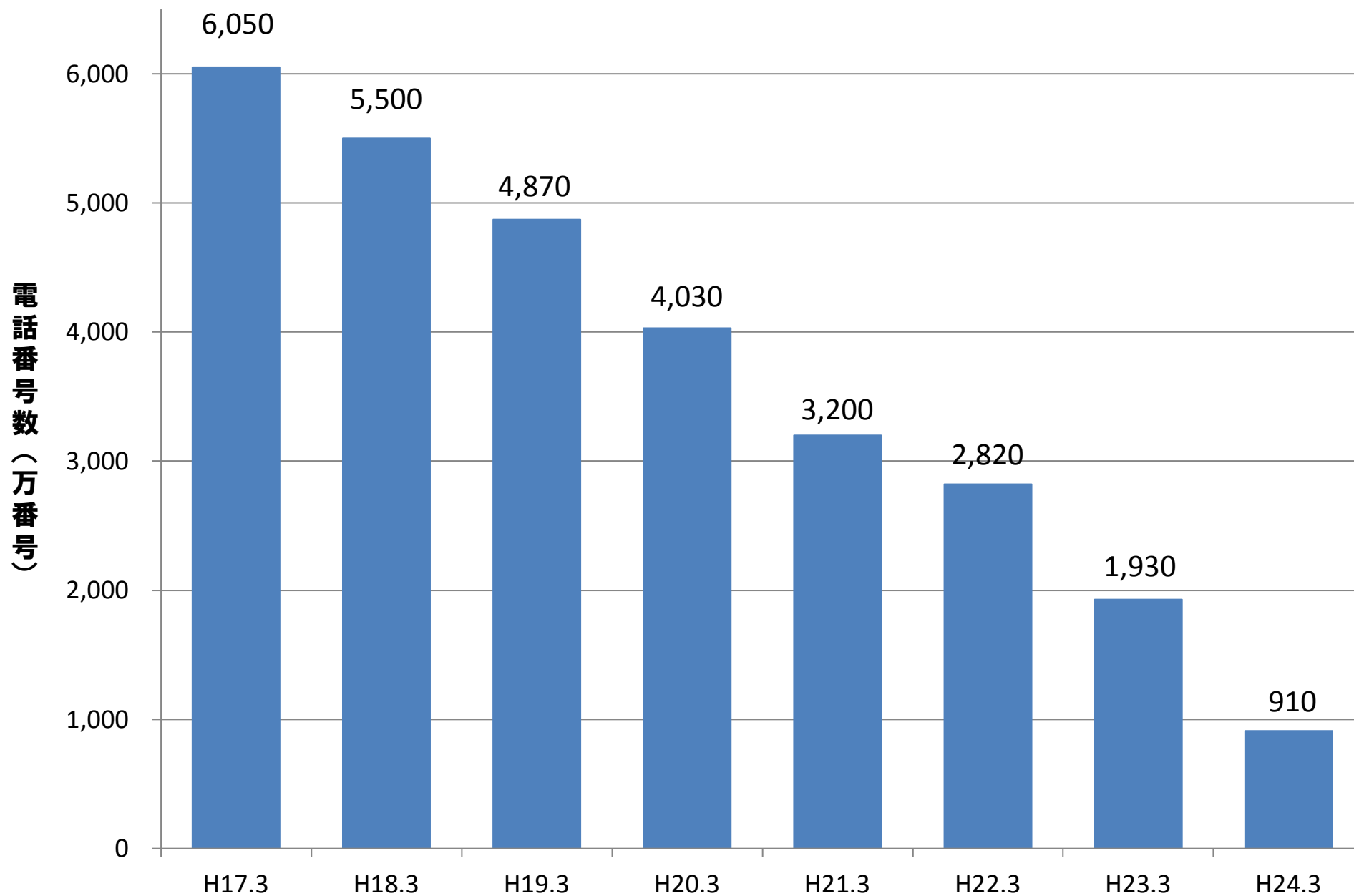
（参考：諮問対象外）

- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）【別表第11関係】及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）【様式第6、第28及び第29関係】の一部改正
  - ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴う所要の規定整備を行う。
- 電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）【別紙2関係】の一部改正
  - ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴い、電気通信番号の指定に係るその数の算出方法を変更する。

### III 施行期日

施行期日は公布の日とする。

# 参考：携帯電話に指定可能な電話番号数の推移



【参考】平成24年7月末時点：350万番号